

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年5月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2200255号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300004号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和38年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和59年11月1日から昭和60年2月1日まで

私は、A社を一旦退職した後、同社に再入社し、請求期間の3か月程度勤務していたが厚生年金保険の記録がない。勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の雇用保険の記録及びA社が加入していたB厚生年金基金の記録を引き継いだ企業年金連合会から提出された中脱記録照会(回答)によると、請求期間に係る記録は確認できない上、同社の厚生年金保険被保険者原票において、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番もない。

また、商業登記簿謄本によると、A社は、平成3年5月*日に破産終了していることが確認できるところ、事業主は既に死亡しており、同社の役員であった者は、請求者の請求期間に係る勤務及び厚生年金保険料の控除については不明であり、資料も保管していない旨回答している。

さらに、請求期間にA社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者が当該期間において同社に勤務していたことをうかがわせる回答はない。

加えて、請求者は、請求期間に係る資料を所持していない旨陳述していることから、請求者の当該期間に係るA社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。